

**企業会計基準公開草案第 17 号「リース取引に関する会計基準(案)」
及び企業会計基準適用指針公開草案第 21 号
「リース取引に関する会計基準の適用指針(案)」に対するコメント**

2007年1月29日

I. リース会計に関する基本的な考え方と

現行のリース会計基準で開示性は極めて充分なものであり、日本のリースビジネスに深く根付いた種々のリースメリットを喪失させてまで、所有権移転外ファイナンス・リース取引の賃貸借処理を廃止する必然性はなく、賃貸借処理を選択することのできる現行リース会計基準の維持が最も適切であると判断する。

II. 中小企業等への適用に関する意見

基準案及び適用指針案の中小企業への適用に関しては、「中小企業の会計に関する指針」により定められることとなり、4 団体による議論が行われていると聞き及んでいる。コメントの募集の中で、ASBJ は「過重負担とならないように簡便な処理を定めることを求める意見が多いことを踏まえ、議論に参加する方針である」としているが、借手・貸手双方において、現実務で行われている賃貸借処理が維持されるよう要望する。

III. 適用時期に対する意見（基準案第 23 項・第 24 項）

基準案では、「平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用」となっている。しかしながら、基準案及び適用指針案の内容では実務に対応できず、より明確かつ詳細な解説が必要である。また、税務上の取扱いについても詳細が不明である。更に、会計と税務取扱いの詳細が明らかにならない限り、システム開発にも着手することができない。

現行システムは借手・貸手ともに全面的な見直しが必要となる。通常会計および税務を変更要件とするシステム変更の場合、構想からシステム設計および稼動テストそして本番の運用に至るまで、およそ 3 年前後の年月を要するのが一般的かつ現実的なものとなっている。

したがって平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度からの対応は極めて現実的かつ物理的に不可能と言わざるを得ない。

以上のことから、会計基準の適用時期は、実務に対応可能な取扱いの詳細、監査上の取扱い、税務上の取扱いが明らかになったうえで決定すべきであり、システム変更に要する期間をも勘案すると、最低でも 1 年延期すべきであると考えます。

自民党の平成 19 年度税制大綱では「平成 20 年 4 月 1 日以後に締結するリース契約から適用」となっているが、会計において適用時期を延期することにより、税務上も弾力的な取扱いが可能になるものと期待されるので、是非とも延期されることを切に希望してやまない。

会社名	株式会社 ソニーファイナンスイン ターナショナル	氏名	新リース会計基準対応プロジェクト
-----	-----------------------------	----	------------------